

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が軽減されます！

対象者

令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者

※妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）

対象期間

出産（予定）日が属する月の前月から出産（予定）日が属する月の翌々月までの計4か月分（産前産後期間）の所得割額と均等割額の保険税が軽減されます

※多胎妊娠の場合は、出産（予定）日が属する月の3か月前から出産（予定）日が属する月の翌々月までの計6か月分

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			■	■	■	
多胎の方	■	■	■	■	■	

■ …対象期間

- ※産前産後期間相当分の出産被保険者の保険税（所得割・均等割）が年税額から減額されます
- ※賦課限度額に達している世帯については、軽減を適用しても減額されない場合があります
- ※保険税が減額になった場合、払いすぎになった保険税は還付されます

保険税の軽減には届け出が必要です

出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 母子健康手帳など（出産前に手続きする場合）

届出先

篠栗町 住民課 国保・年金係 TEL 092-947-1304